

総 財 交 第 3 号
平成31年2月14日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律の
施行について（通知）

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（平成31年
法律第1号）が本日公布、施行されました。

この法律の趣旨は、平成30年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方
交付税の額5,311億円のうち、同年度において普通交付税の調整額の復活に要する額3
96億円と特別交付税の増額に要する額700億円を交付し、残余の額4,215億円を平成31
年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとす
るものです。

御了知の上、貴都道府県内の市町村にもその周知方を図られますようお願いいたします。